

## 台風による被害該当地区の組合員の皆様へ

京都生活協同組合 共済事業部

台風の被害を受けられた組合員の皆様にお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復旧されますようお願い申し上げます。

さて、CO・OP共済《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》、CO・OP生命共済《新あいあい》、CO・OP火災共済にご加入の場合、共済金のお支払いができる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

## 記

商品名	ケガ入院	ケガ手術	ケガ通院	死亡	住宅災害
《たすけあい》	◎	○	○	◎	○
《あいぷらす》	○	○	×	◎	×
《新あいあい》	○	○	○	◎	×
《ずっとあい》終身生命	×	×	×	◎	×
《ずっとあい》終身医療	◎	◎	×	×	×

◎：加入コースに関わらず、保障が付帯されているもの ○：加入コースにより、保障の付帯有無が分かれるもの

×：加入コースに関わらず、保障が付帯されていないもの

**おケガをされた場合**

ケガの入院・手術・通院・死亡が対象になります。

\* ご加入の商品・コースにより上記の保障が付帯されていない場合もございます。

詳しくはお手持ちの共済証書をご確認ください。

\* 《新あいあい》のケガの通院については、5日以上通院があった場合にのみ対象となります。

**住宅（建物）や家財の損壊があった場合**

商品名	お問い合わせ対象となる損害	ご注意いただきたい事項
《たすけあい》 (「ジュニア20コース」は除きます)	被共済者の居住している住宅および家財の損害額が合計20万円以上になった場合	門、塀、垣根、カーポートなどの付属工作物の損害も損害額に含まれます
CO・OP火災共済	建物の損害額が10万円を超える場合	門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物への損害は含みませんが、特別共済金をお支払いできる場合があります※
CO・OP火災共済+自然災害共済 【建物を共済目的とするご契約】	建物の損害額が10万円を超える場合	
CO・OP火災共済+自然災害共済 【家財を共済目的とするご契約】	建物が損害（損害程度は問いません）を受けたことにより、家財の損害額が10万円を超える場合	
共通	床上浸水した場合	

※ 住宅契約に20口以上加入しており、門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物の損害額が10万円を超える場合、特別共済金をお支払いできる場合があります。

\* CO・OP火災共済 風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかわる損害の保障はありませんので、支払対象外となります。

\* CO・OP共済《たすけあい》とCO・OP火災共済は認定基準に相違がありますのでご注意ください。

\* 実損害額を保障するものではありません。ご契約内容によりお支払い内容は異なります。詳しくはお問い合わせください。

《たすけあい》《あいぷらす》《新あいあい》《ずっとあい》にご加入の方

0120-55-9431 9時~18時(日曜日定休日)

火災共済、自然災害共済に加入の方⇒0120-6031-43

◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。

CO・OP火災共済コールセンター 9時~18時(日曜日定休日)

◆共済事故(住宅損害)の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能